

標準旅行業約款 (受注型企画旅行契約)

観光庁・消費者庁告示第1号 (令和2年4月1日から適用)

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本約は、旅行者と当社との間で締結する受注型企画旅行に関する契約（以下「契約書」といいます。）に基づき、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、当該約款の定めるところにより適用されます。

第2条 本約は、法律に反せず、かつ、旅行者の利益にない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先されます。

(用語の定義)

第3条 本約の約款で「受注型企画旅行」とは、当社が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地・日程、旅行者が提供を受けることができない運送又は宿泊サービスの内容及び旅行が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

第4条 本約の約款で「旅行期間」とは、本邦内のみ旅行を行い、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

第5条 この約款で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファックスなど、インターネットその他の通信手段により申込みを受け締結する受注型企画旅行契約であつて、当社が旅行者に対して有する申込みの申込みを伴う旅行代金の額を定めた旅行をいいます。当該旅行代金は債務が履行されるべき日以降に別定する提携会社のカード会員規約に従って決済することによって、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該受注型企画旅行契約の履行決済を第12条第2項、第14条第2項、第19条第2項に定める方法により行うことと内容とする受注型企画旅行契約をいいます。

第6条 この約款で「カード利用」とは、旅行者又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金の支払及び振替債権を履行すべきをいいます。

(旅行契約の成立)

第7条 第1項の申込みは、旅行者が受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行に関する事項を記載した書面（以下「申込み書」といいます。）を当社に提出し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

第8条 前項の申込みは、旅行者の申込みが受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行に関する事項を記載した書面（以下「申込み書」といいます。）を当社に提出し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

第2章 契約の締結

(企画書の交付)

第9条 本約は、当社が受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があったときは、当該旅行者の都合がある限り、当該旅行者の意向に沿って作成した企画書（以下「企画書」といいます。）を旅行者に交付し、旅行者は、当該企画書に記載された事項（以下「企画書」といいます。）を当社に提出し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

第10条 前項の申込みは、旅行者の申込みが受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行に関する事項を記載した書面（以下「申込み書」といいます。）を当社に提出し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

(契約の締結)

第11条 本約は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じることがあります。

(1) 旅行者が旅行者に連絡を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を図るおそれがあるとき。

(2) 通信契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の所有するクレジットカードが無効である等、旅行者が受注型企画旅行に関する債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(3) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係者又は総会等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(4) 旅行者が、当社に対して暴力団員等による不当な要求や、不当に不当な脅迫的な言動もしくは暴力を用いた行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(5) 旅行者が、悪徳を流布し、誹謗を用い若しくは虚偽を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(6) その他当社が業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期)

第12条 本約は、当社が受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者の申込みが受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行に関する事項を記載した書面（以下「申込み書」といいます。）を当社に提出し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

(契約書の交付)

第13条 本約は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容及び振替債権の額を記載した書面（以下「契約書」といいます。）を交付し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

第14条 前項の申込みは、旅行者の申込みが受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行に関する事項を記載した書面（以下「申込み書」といいます。）を当社に提出し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

(契約書の交付)

第15条 本約は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容及び振替債権の額を記載した書面（以下「契約書」といいます。）を交付し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

第16条 前項の申込みは、旅行者の申込みが受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行に関する事項を記載した書面（以下「申込み書」といいます。）を当社に提出し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

(契約書の交付)

第17条 本約は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容及び振替債権の額を記載した書面（以下「契約書」といいます。）を交付し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

第3章 契約の変更

(契約内容の変更)

第18条 本約は、当社が、旅行者の申込みが受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者の申込みが受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行に関する事項を記載した書面（以下「申込み書」といいます。）を当社に提出し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

第19条 前項の申込みは、旅行者の申込みが受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行に関する事項を記載した書面（以下「申込み書」といいます。）を当社に提出し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

(旅行代金の額)

第20条 本約は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容及び振替債権の額を記載した書面（以下「契約書」といいます。）を交付し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

第21条 前項の申込みは、旅行者の申込みが受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行に関する事項を記載した書面（以下「申込み書」といいます。）を当社に提出し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

(旅行者の交付)

第22条 本約は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容及び振替債権の額を記載した書面（以下「契約書」といいます。）を交付し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

(旅行者の交付)

第23条 本約は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容及び振替債権の額を記載した書面（以下「契約書」といいます。）を交付し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

第4章 契約の解除

(旅行者の解除権)

第24条 本約は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容及び振替債権の額を記載した書面（以下「契約書」といいます。）を交付し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

第25条 前項の申込みは、旅行者の申込みが受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行に関する事項を記載した書面（以下「申込み書」といいます。）を当社に提出し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

- (6) 当社の旅行に帰すべき事由により、契約書に記載された旅行日程に記された旅行の実施が不可能となつたとき。
- 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行の実施に帰すべき事由により受注型企画旅行契約に記載された旅行日程に記された旅行の実施が不可能となつたとき、当該旅行の実施が不可能となつたことを当社に通知し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。
- 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行の実施に帰すべき事由により受注型企画旅行契約に記載された旅行日程に記された旅行の実施が不可能となつたとき、当該旅行の実施が不可能となつたことを当社に通知し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。
- 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行の実施に帰すべき事由により受注型企画旅行契約に記載された旅行日程に記された旅行の実施が不可能となつたとき、当該旅行の実施が不可能となつたことを当社に通知し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。
- 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行の実施に帰すべき事由により受注型企画旅行契約に記載された旅行日程に記された旅行の実施が不可能となつたとき、当該旅行の実施が不可能となつたことを当社に通知し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

(当社の解除権—旅行開始後の解除)

- 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行の実施に帰すべき事由により受注型企画旅行契約に記載された旅行日程に記された旅行の実施が不可能となつたとき、当該旅行の実施が不可能となつたことを当社に通知し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。
- 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行の実施に帰すべき事由により受注型企画旅行契約に記載された旅行日程に記された旅行の実施が不可能となつたとき、当該旅行の実施が不可能となつたことを当社に通知し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。
- 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行の実施に帰すべき事由により受注型企画旅行契約に記載された旅行日程に記された旅行の実施が不可能となつたとき、当該旅行の実施が不可能となつたことを当社に通知し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。
- 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行の実施に帰すべき事由により受注型企画旅行契約に記載された旅行日程に記された旅行の実施が不可能となつたとき、当該旅行の実施が不可能となつたことを当社に通知し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。
- 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行の実施に帰すべき事由により受注型企画旅行契約に記載された旅行日程に記された旅行の実施が不可能となつたとき、当該旅行の実施が不可能となつたことを当社に通知し、かつ、前項の申込み書において、旅行代金の内訳として企画に関する取消料金を記載した書面（以下「取消料金内訳書」といいます。）を提出することにより、本約は成立します。

第5章 団体・グループ契約

(団体・グループ契約)

(団体・グループ契約)

- 2 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1受注型企画旅行につき旅行代金の15%以内の当社が定める単乗した額をもって限度とする。また、旅行者1名に対して1受注型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額は、1,000円以内とする。当社は、変更補償金を支払いません。
- 3 当社が第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更により旅行者が第28条第3項の規定に基づく責任が発生するよう明らかとなった場合には、旅行者は当該変更による変更補償金相当額を請求する権利を行使し、かつ、当該変更により発生した損害を当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺し、不足分を支払うべきものとします。
- 4 旅行者は、旅行開始後において、契約書に記載された旅行サービスを提供する者において、万一の契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときは、旅行者は、旅行者の手配した旅行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。
- 5 旅行者は、旅行開始後において、契約書に記載された旅行サービスを提供する者において、万一の契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときは、旅行者は、旅行者の手配した旅行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第6章 弁済義務保証金 (旅行業協会の保証社員である場合)

- (弁済義務保証金)
- 第29条 本社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂シャースタールビル）の保証社員となっております。
- 2 当社が受注型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によつて生じた債権に優先して、同協会の一般社団法人全国旅行業協会に提供してある弁済義務保証金から債権に優先して弁済を受けることができます。
- 3 本社は、旅行業協会第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済義務保証金の積立金納付しておりますので、同法第7条第1項に基づき営業保証金を供託してあります。

別表第1 取消料 (第16条第1項関係)

区分	取消料
1 国内旅行に係る取消料	
(1) 次回以降の受注型企画旅行契約	
イ ロからまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画内容の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日曜日については10日目）に当たる日以降に解除する場合（ほかすべてに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ほかすべてに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ホ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始日より前日に解除する場合（ほかすべてに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によりする。
備考 (1) 取消料の額は、契約書面に明示します。	
(2) 本表の適用に当たつて「旅行開始後」とは、別表特別補償規定第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

区分	取消料
2 海外旅行に係る取消料	
(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次回以降の旅行サービスは本邦内において実施される。）	
イ ロからまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画内容の金額を明示した場合に限る。）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ほかすべてに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日以降に解除する場合（ほかすべてに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	当該航空機に係る取消料の規定によりする。
備考 (1) 取消料の額は、契約書面に明示します。	
(2) 本表の適用に当たつて「旅行開始後」とは、別表特別補償規定第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

別表第2 変更補償金 (第30条第1項関係)

変更補償金の支払が必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日より旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の等級及び設備の料金合計が契約書面に記載した等級及び設備のそれと上下同様に異なる場合	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内/海外旅行開始地の空港又は旅行終了した地の空港の異なる変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便の変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名の変更	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の等級の変更	1.0	2.0
9 設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
注1 「旅行開始前」とは、当該変更により旅行開始日の前日より旅行者に告知した時点であり、「旅行開始後」とは、当該変更により旅行開始当日に旅行者に告知した時点を含みます。		
注2 確定内容が交付された場合には、「契約書面」とあるのが「確定書面」と読み替えられ、この表の適用を受けることとなります。この場合において、契約書面記載内容の確定内容との間に確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。		
注3 旅行代金は4号に当たつての変更に係る運送機関/宿泊機関の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。		
注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備より高いものの変更を伴う場合は適用しません。		
注5 第4号又は第7号もしくは第8号に掲げる変更が1乗車等又は1泊の中複数発生した場合であっても、1乗車等又は1泊につき1件として取り扱います。		

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

静岡県登録旅行業 第3-477号

有限会社 タビーナ静岡

静岡県沼津市御幸町18-13

TEL:055-934-7117/FAX:055-934-8282